

芝地区総合支所区民課

港区印鑑条例の一部を改正する条例について

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定に伴い、成年被後見人又は被保佐人であることを理由に、資格、職種、業務等から一律に排除する欠格条項の見直しが行われました。

これに伴い、国の「印鑑登録証明事務処理要領」の一部改正を踏まえ、登録資格を変更するため、港区印鑑条例の一部を次のとおり改正します。

1 改正内容

(1) 登録資格について（第3条関係）

印鑑の登録を受けることができない者について、次のとおり改めます。

現行（改正前）	改正後
一 十五歳未満の者	一 十五歳未満の者
二 <u>成年被後見人</u>	二 <u>意思能力を有しない者</u>

(2) 規定の整備（第7条関係、第8条関係）

用語を整備します。

2 施行期日

令和元年12月14日

<参考> 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年6月14日公布）」では、地方公共団体の条例等又はその他関係機関の規則等の整備が必要なものについては、原則として公布の日から6月（令和元年12月14日）と定めています。